

企業会計基準適用指針公開草案第 31 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（平成 19 年 3 月 14 日）を次のように改正する。（改正部分に下線を付している。）

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第 14 号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 XX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 14 号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 3 月 14 日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針 四半期財務諸表の作成基準 開示 注記事項 セグメント情報等に関する事項</p> <p>38. <u>年度の連結財務諸表又は個別財務諸表のセグメント情報の開示にあたり、企業会計基準適用指針第 20 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」第 14 項に定める方法を適用している場合には、会計基準第 19 項(7)①及び第 25 項(5-2)①の開示にあたっては同様の方法を適用することとする。</u></p> <p>39. <u>報告セグメントの売上高の記載（会計基準第 19 項(7)①及び第 25 項(5-2)①）にあたっては、外部顧客への売上高と、セグメント間の内部売上高又は振替高とを区分せずに記載することができる。</u></p> <p>40. <u>報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容を記載することとされているが（会計基準第 19 項(7)③及び第 25 項(5-2)③）、この内容は次の(1)及び(2)のとおりとする。</u></p>	<p>適用指針 四半期財務諸表の作成基準 開示 注記事項 セグメント情報 （事業の種類別セグメント情報）</p> <p>38. <u>事業の種類別セグメント情報とは、連結会社が 2 以上の異なる種類の事業を営んでいる場合に、事業の種類ごとの区分に従った、当該区分に属する売上高（役務収益を含む。以下同じ。）及び営業利益金額又は営業損失金額の情報をいう。</u></p> <p>39. <u>売上高の記載にあたっては、外部顧客に対する売上高と、セグメント間の内部売上高又は振替高とを区分せずに記載することができる。</u></p> <p>40. <u>記載対象セグメント及び営業費用の配分方法を四半期会計期間において変更した場合並びに四半期連結財務諸表に係る会計処理の原則及び手続を変更した場合には、年度に準じた記載方法により、その旨、変更の理由及び当該変更が事業の種類別セグメント情報に与えている影響額を記載することとする。なお、セグメン</u></p>

公開草案	現行
<p>(1) <u>報告セグメントの変更</u></p> <p>① <u>事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更</u> その旨及び期首からの累計期間に係るセグメント情報に与える影響を記載する。</p> <p>② <u>組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更</u> その旨及び前年度の対応する期首からの累計期間に係るセグメント情報を変更後の区分方法により作り直した情報を記載する。ただし、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、当期首からの累計期間に係るセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を記載することができる。</p> <p>(2) <u>事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更</u> その旨、変更の理由及び当該変更が期首からの累計期間に係るセグメント情報に与えている影響を記載する。</p> <p>なお、本項(1)及び(2)の記載のすべて又はその一部について、<u>記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</u></p> <p>41. <u>各報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類</u>について重要な異動がある場合には、その内容を記載することとする。</p> <p>42. 会計基準第 19 項(7)②及び第 25 項(5-2)②に定める「<u>報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合</u>」の著しい変動の有無は、前年度末の金額と比較して判断するものとする。</p>	<p><u>トゴとの影響額を正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。また、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</u></p> <p>41. <u>事業の種類</u>の区分に属する主要な製品の名称又は事業の内容等について重要な異動がある場合には、その内容を記載することとする。</p> <p>42. 会計基準第 19 項(7)に定める「<u>セグメント別資産の金額に著しい変動があった場合</u>」の著しい変動の有無は、前年度末の金額と比較して判断するものとする。</p>

公開草案	現行
<p>43. <u>(削除)</u></p> <p>44. <u>(削除)</u></p> <p>45. <u>(削除)</u></p> <p>46. <u>(削除)</u></p>	<p><u>(所在地別セグメント情報)</u></p> <p>43. <u>所在地別セグメント情報とは、連結会社が本邦以外の国又は地域にも存在する場合に、連結会社の所在する国又は地域ごとの区分に従った、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額の情報をいう。</u></p> <p>44. <u>売上高の記載にあたっては、外部顧客に対する売上高と、セグメント間の内部売上高又は振替高とを区分せずに記載することができる。</u></p> <p>45. <u>記載対象セグメント及び営業費用の配分方法を四半期会計期間において変更した場合及び四半期連結財務諸表に係る会計処理の原則及び手続を変更した場合には、年度に準じた記載方法により、その旨、変更の理由及び当該変更が所在地別セグメント情報に与えている影響額を記載することとする。なお、影響額を正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。また、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</u></p> <p>46. <u>各セグメントに属する主な国又は地域に関する情報について重要な異動がある場合には、その内容を記載することとする。</u></p>
<p>47. <u>(削除)</u></p> <p>48. <u>(削除)</u></p>	<p><u>(海外売上高)</u></p> <p>47. <u>海外売上高とは、連結会社が本邦以外の国又は地域における売上を有する場合に、当該国又は地域ごとの区分に従った、当該区分に属する売上高の情報をいう。</u></p> <p>48. <u>国又は地域の区分方法を変更した場合及び四半期連結財務諸表に係る会計処理の原則及び手続を変更した場合には、年度に準じた記載方法により、その旨、変更の理由、当該変更が海外売上高に与えている影響額を記載することとする。なお、影響額を正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。また、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代え</u></p>

公開草案	現行
49. <u>(削 除)</u>	て、その旨及びその理由を記載することができる。 49. 各セグメントに属する主な国又は地域に関する情報について重要な異動がある場合には、その内容を記載することとする。
(セグメント情報等に関する事項の開示対象期間) 50. セグメント情報等に関する事項の開示対象期間は、四半期会計期間及び期首からの累計期間とする。	(セグメント情報の開示対象期間) 50. セグメント情報の開示対象期間は、四半期会計期間及び期首からの累計期間とする。
重要な事業分離に関する事項 (企業結合に該当しない重要な事業分離における分離元企業の注記) 75. 分離元企業が、共通支配下の取引等や共同支配企業の形成に該当しない事業分離を行った場合において記載が求められる注記には、以下のものを含むこととする。なお、四半期会計期間において複数の事業分離が行われ、個々の事業分離において重要性が乏しいが、事業分離全体で重要性がある場合には、当該事業分離全体で(1)及び(2)を注記する。 (1) 会計基準第19項(18)及び第25項(17)に定める「事業分離の概要」とは、分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要をいう。また、四半期財務諸表におけるセグメント情報等に関する事項において、当該分離した事業が含まれていた報告セグメント区分の名称も記載することとする。 (2) (省 略)	重要な事業分離に関する事項 (企業結合に該当しない重要な事業分離における分離元企業の注記) 75. 分離元企業が、共通支配下の取引等や共同支配企業の形成に該当しない事業分離を行った場合において記載が求められる注記には、以下のものを含むこととする。なお、四半期会計期間において複数の事業分離が行われ、個々の事業分離において重要性が乏しいが、事業分離全体で重要性がある場合には、当該事業分離全体で(1)及び(2)を注記する。 (1) 会計基準第19項(18)及び第25項(17)に定める「事業分離の概要」とは、分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要をいう。また、四半期連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、当該分離した事業が含まれていた事業区分の名称も記載することとする。 (2) (省 略)
(子会社が重要な企業結合を行った場合の親会社（結合当事企業の株主）における注記) 77. 四半期会計期間に子会社が重要な企業結合を行った場合において、子会社を結合当事企業とする株主（親会社）は、結合当事企業（子会社）の企業結合により子会社に該当しなくなったときには、当該企業結合日の属する四半期会計期間において、当該企業結合に関する次の事項を注記する。なお、四半期会計期間において複数の企業結合が行われ、個々の企業結合においては重要性が	(子会社が重要な企業結合を行った場合の親会社（結合当事企業の株主）における注記) 77. 四半期会計期間に子会社が重要な企業結合を行った場合において、子会社を結合当事企業とする株主（親会社）は、結合当事企業（子会社）の企業結合により子会社に該当しなくなったときには、当該企業結合日の属する四半期会計期間において、当該企業結合に関する次の事項を注記する。なお、四半期会計期間において複数の企業結合が行われ、個々の企業結合においては重要性が

公開草案	現行
<p>乏しいが、企業結合全体で重要性がある場合には、当該企業結合全体で(1)及び(2)を注記する。</p> <p>(1) 子会社が行った企業結合の概要 各結合当事企業の名称、その事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、法的形式及び当該結合当事企業が含まれていた報告セグメント区分の名称</p> <p>(2)、(3) (省 略)</p>	<p>乏しいが、企業結合全体で重要性がある場合には、当該企業結合全体で(1)及び(2)を注記する。</p> <p>(1) 子会社が行った企業結合の概要 各結合当事企業の名称、その事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、法的形式及び当該結合当事企業が含まれていた事業セグメント区分の名称</p> <p>(2)、(3) (省 略)</p>
<p>適用時期</p> <p>81. <u>平成 19 年公表の本適用指針（以下「平成 19 年適用指針」という。）の適用時期は、平成 19 年公表の会計基準と同様とする。</u></p>	<p>適用時期</p> <p>81. 本適用指針の適用時期は、会計基準と同様とする。</p>
<p><u>(平成 XX 年改正適用指針)</u></p> <p>81-2. <u>平成 XX 年改正の本適用指針の適用時期は、平成 XX 年改正の会計基準と同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>議 決</p> <p>82. <u>平成 19 年適用指針は、第 124 回企業会計基準委員会に出席した委員 10 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>議 決</p> <p>82. <u>本適用指針は、第 124 回企業会計基準委員会に出席した委員 10 名全員の賛成により承認された。</u></p>
<p>結論の背景</p> <p>四半期財務諸表の作成基準</p> <p>会計処理</p> <p>棚卸資産</p> <p>(原価差異の配賦方法における簡便的な会計処理)</p> <p>89. 予定価格等又は標準原価を用いていることにより四半期会計期間末に発生した原価差異については、①原価計算期間末までに当該原価差異がほぼ解消すると見込まれる場合と、②原価計算期間末までに当該原価差異が解消すると見込まれない場合が考えられる。会計基準では、このうち①に該当し、かつ、当該原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものである場合には、継続適用を条件として、当該原価差異を繰り延べることがで</p>	<p>結論の背景</p> <p>四半期財務諸表の作成基準</p> <p>会計処理</p> <p>棚卸資産</p> <p>(原価差異の配賦方法における簡便的な会計処理)</p> <p>89. 予定価格等又は標準原価を用いていることにより四半期会計期間末に発生した原価差異については、①原価計算期間末までに当該原価差異がほぼ解消すると見込まれる場合と、②原価計算期間末までに当該原価差異が解消すると見込まれない場合が考えられる。会計基準では、このうち①に該当し、かつ、当該原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものである場合には、継続適用を条件として、当該原価差異を繰り延べることがで</p>

公開草案	現行
<p>きることとした（会計基準第12項）。〔設例1〕</p> <p>一方、上記の繰延処理を採用しない場合には、四半期会計期間末までに発生した原価差異を「原価計算基準」に従って処理することになるが、迅速性の観点から、年度決算における原価差異の会計処理よりも簡便的な方法によることができることとした（第9項参照）。ただし、簡便的に、年度末における原価差異の配賦区分よりも大きな区分により配賦計算を行う場合であっても、財務諸表利用者の判断を誤らせないよう、例えば、<u>報告セグメント</u>を超えない程度の区分による配賦計算を行うことが必要と考えられる。</p> <p>なお、原価差異の金額に重要性が乏しい場合は、原価計算基準に従って、売上原価にすべて賦課することとなる点に留意する。</p>	<p>きることとした（会計基準第12項）。〔設例1〕</p> <p>一方、上記の繰延処理を採用しない場合には、四半期会計期間末までに発生した原価差異を「原価計算基準」に従って処理することになるが、迅速性の観点から、年度決算における原価差異の会計処理よりも簡便的な方法によることができることとした（第9項参照）。ただし、簡便的に、年度末における原価差異の配賦区分よりも大きな区分により配賦計算を行う場合であっても、財務諸表利用者の判断を誤らせないよう、例えば、<u>事業の種類別セグメント</u>を超えない程度の区分による配賦計算を行うことが必要と考えられる。</p> <p>なお、原価差異の金額に重要性が乏しい場合は、原価計算基準に従って、売上原価にすべて賦課することとなる点に留意する。</p>
<p>開示 注記事項 セグメント情報等に関する事項 （報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合の取扱い）</p> <p>106. 四半期会計期間において、<u>報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合</u>においては、年度での記載に準じて、セグメント情報の比較可能性を保つために必要な記載をそれぞれの場合に応じて求めることとした（第40項(1)及び(2)参照）。</p> <p>なお、<u>事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更（第40項(1)①参照）及び事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更（第40項(2)参照）の場合</u>においても、当該変更が期首からの累計期間に係るセグメント情報に与えている影響額そのものの記載に代えて、前年度の対応する期首からの累計期間に係るセグメント情報を変更後の<u>報告セグメントの区分及び事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法により作成したものを記載すること</u>も考</p>	<p>開示 注記事項 セグメント情報 （セグメンテーションの方法又は営業費用の配分方法を変更した場合の取扱い）</p> <p>106. 四半期会計期間において、<u>セグメンテーションの方法、営業費用の配分方法及び四半期連結財務諸表に係る会計処理の原則及び手続を変更した場合</u>においては、年度での記載に準じて、セグメント情報の比較可能性を保つために必要なセグメント情報に与えている影響額の注記を求めることとした。</p> <p>なお、<u>セグメンテーションの方法又は営業費用の配分方法を変更した場合</u>には、当該変更が期首からの累計期間に係るセグメント情報に与えている影響額の記載に代えて、前年度の対応する期首からの累計期間に係るセグメント情報を変更後の記載対象セグメント及び営業費用の配分方法により遡及して作り直したものを記載することも<u>できるもの</u>と考えられる（第40項、第45項及び第48項参照）。</p>

公開草案	現行
えられる。	

以 上